

## 全柔連登録の更新期限について

2020年5月8日

全柔連登録の更新期限について 本連盟登録規程第8条第3項の定めにより、前年度から継続して登録する場合の更新の申請は5月末日迄としておりますが、現在は「やむを得ない事由がある場合」に該当するとみなし「2月末日まで申請することができる」(※注)を適用いたしますので、事態が収束してからご登録手続きを行って頂ければ構いません。

1日も早く柔道ができる日常が取り戻せるよう、心より祈念しております。

※注 2月最終週は年度切替のシステムメンテナンスを行うことと 各地区・支部および県柔道連盟の申請に対する承認に要する日数を鑑み、例年の申請締切は2月10日頃迄まで、支払締切が2月20日頃迄となります。